

死刑執行に対する会長談話

6月27日、東京拘置所において、1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

人の生命は最も重要な基本的人権である。死刑制度は、国家による人の生命のはく奪という点で、他の刑罰と決定的に性質が異なる。

もちろん、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。かかる犯罪は決して許されない。しかし、死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、犯人性や量刑の誤判の場合には取り返しがつかないものである。いわゆる死刑再審無罪4事件や袴田事件は、死刑事件における冤罪の現実的危険性を示している。

また、罪を犯した者の多くは、家庭、教育、地域性等の様々な要因から犯罪に至っている。刑罰は犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の社会復帰の達成に資するものでなければならない。それが、再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与することになるのである。

日本弁護士連合会は、第59回福井人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択した。各地の弁護士会では、現在、20の単位会及び1の弁連で死刑廃止決議がなされ、当会でも、2024年2月8日の弁護士会総会において「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止を求める決議」を採択している。

また、「日本の死刑制度について考える懇話会」は、昨年11月、国会及び内閣の下に公的な会議体を設置して、死刑制度に内在する問題点について議論するよう提言している。

今、世界で、死刑制度を廃止ないし停止している国は145か国に及んでいる。国連では「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」（いわゆる死刑廃止条約）が1989年12月に採択され、その締約国は91ヵ国に及ぶ（2025年4月1日現在）。かかる死刑廃止への世界的潮流、日本における死刑事件の冤罪の可能性等を考えると、死刑制度の廃止、仮釈放のない終身刑の新たな導入等を含む刑罰制度全体の改革（法改正）について、丁寧に議論を深めていくべき状況にあるといえる。こうした状況において、今、死刑を執行する必要はなかったといわざるを得ない。

当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を深め、死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

2025年(令和7年)7月1日

千葉県弁護士会

会長 金城 未来彦

